

1. 議事日程（令和元年第2回北広島町議会定例会）

令和元年6月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--|
| 湊 俊 文 | ①神楽を核とした姉妹都市縁組について ②北広島町の道路整備について |
| 美 濃 孝 二 | ①豊平診療所スタート、約束は守られているか ②事業系可燃ごみを限りなくゼロにし町民の負担軽減を |
| 室 坂 光 治 | 道の駅とよひら運動公園、さんさん市屋外トイレ改修について 問う |
| 濱 田 芳 晴 | 次世代について考える パート28 |
| 伊 藤 淳 | 田原温泉と大朝ふるさと病院について交流人口の観点から |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 濱 田 芳 晴 | 2 番 美 濃 孝 二 | 3 番 真 倉 和 之 |
| 4 番 湊 俊 文 | 5 番 敷 本 弘 美 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 8 番 山 形 しのぶ | 9 番 亀 岡 純 一 | 10 番 梅 尾 泰 文 |
| 11 番 室 坂 光 治 | 12 番 服 部 泰 征 | 13 番 伊 藤 淳 |
| 14 番 中 田 節 雄 | 16 番 宮 本 裕 之 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 15 番 大 林 正 行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | |
|--------|-----------|----------|---------|--------|---------|
| 町 長 | 箕 野 博 司 | 副 町 長 | 中 原 健 | 教 育 長 | 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 | 清 見 宣 正 | 大朝支所長 | 竹 下 秀 樹 | 豊平支所長 | 益 田 智 幸 |
| 危機管理課長 | 野 上 正 宏 | 総務課長 | 畑 田 正 法 | 財政課長 | 植 田 優 香 |
| 企画課長 | 砂 田 寿 紀 | 税務課長 | 矢 部 芳 彦 | 福祉課長 | 細 川 敏 樹 |
| 保健課長 | 福 田 さ ち え | 農林課長 | 落 合 幸 治 | 商工観光課長 | 沼 田 真 路 |
| 建設課長 | 川 手 秀 則 | 町民課長 | 迫 井 一 深 | 上下水道課長 | 中 川 克 也 |
| 消 防 長 | 石 井 雅 宏 | 学校教育課長 | 石 坪 隆 雄 | 生涯学習課長 | 西 村 豊 |
| 会計管理者 | 畑 田 朱 美 | 国土調査事務所長 | 中 川 俊 彦 | | |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分      開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。なお、暑い方は上着を取っていただいても結構です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

- 議長（宮本裕之） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者はマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。4番、湊議員の発言を許します。
- 4番（湊 俊文） 4番、湊俊文です。一般質問の通告をしております、神楽を核とした姉妹都市縁組と北広島町の道路整備について質問をいたします。その前に、連日続く暑さで水不足が産業に影響が出ているようで心配であります。また、梅雨末期のゲリラ豪雨も心配であります。しっかりと対応を講じていきたいものでございます。それでは、まず、姉妹都市縁組等について質問をいたします。総務省自治行政局過疎対策室が調査報告しております田舎と都市との縁づくり、地域力を高める自治体間交流のすすめでは、姉妹都市等による交流は7割以上が必要性を認めております。交流を図る分野としては、教育、文化芸術、防災、災害が高い期待がうかがえます。先般、芸北神楽、広島神楽のルーツであります石見神楽が日本遺産に指定されました。まことに喜ばしいことであります。私は、北広島町合併15周年を迎えるに当たり、京都府福知山市大江町、大江町のある福知山市と姉妹都市、または友好都市縁組を提案いたします。福知山市大江町の大江山は、大江山酒呑童子の里があり、芸北神楽、広島神楽の鬼物語の代表演目大江山の由縁の地であります。現在、北広島町で舞っている神楽の大江山、戻り橋、羅生門は、旧舞の石見神楽の演目ではありませんでしたが、最近、創作演目として大江山が登場しております。この大江山を演じることは、大江山前段の一条戻り橋、羅生門という京都市中心部の物語にも連なります。福知山市の人口7万8000人、旧大江町行政区として、現在は人口4300人でございます。産業は農業と観光が主の町であります。大江町には、日本の鬼の交流博物館と、先ほど申しました大江山酒呑童子の里があります。この日本の鬼の交流博物館では、毎年11月に鬼のシンポジウムを開催しております。このシンポジウム及び関連する展示に5000人から6000人の来館者があるそうです。今年も11月9日日曜日、大江町で鬼のシンポジウムが開催され、シンポジウムの最後に北広島町の神楽団で大江山を舞って

いただきたいとオファーが来ているそうであります。そこでの演舞は、芸北神楽、広島神楽を関西方面に広める最高の舞台であると考えます。大江町との縁については、多くを語らなくてもおわかりいただけるように、芸北神楽の大江山、北広島町と日本の鬼の交流博物館、大江山酒呑童子の里がある大江町、福知山市との2つの自治体を取り持つ縁が鬼であります。既に北広島町で作成された大江山の酒呑童子、茨木童子、唐熊童子の鬼の神楽面が展示されております。姉妹都市縁組を提案する縁としては申し分ないと思います。ただ、縁組は突然できるものではありません。自治体間交流には、相互に理解し、信頼し、高め合い、効果を得なくてはなりません。それなりの交流に意識を持って取り組む必要があります。縁組締結までには双方向での事前交流が必要であります。姉妹都市縁組等が実を結べば人の交流が盛んになります。まずは、11月のシンポジウムに北広島町から訪問し、縁組のオファーをしてはいかがでしょうか。全国各地から、海外から、鬼に関する、鬼にまつわる方々が集まる鬼のシンポジウムであります。そこで芸北神楽の大江山を公演すれば、一気に全国的に北広島町の知名度も上がります。中国自動車道を利用し、数時間で人の交流が可能な神楽の里・北広島町と、日本の鬼の交流博物館及び酒呑童子の里がある大江町・福知山市との姉妹都市縁組等に向けた行動と縁組に関する予算計上を提案したいと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 姉妹都市縁組の件でございますので、企画課のほうからお答えさせていただきますと思います。議員ご質問にありましたとおり、姉妹都市縁組に関しましては、事前の交流ということで必要であるということでございますが、前提として歴史や文化、人、それから経済などの継続的な交流のもとにされるものであるというふうには考えております。また、お互いの市町でいえば町民がそのことを共有していくということも大切な要素ではあるというふうに考えます。先ほど支援的なものということでございますが、今年も大江町行って大江山をやるということに関しましては、観光の観点から支援をしていくということにはさせていただいておる状況でございます。それらを鑑みて、今後、その姉妹縁組については検討課題ということにはさせていただきたいと思いますが、現在のところまだ、姉妹縁組を目標にしての取り組みという段階には、まだないというふうには考えております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 先ほど、商工観光課のほうで、今年も大江町のほうに行かれるというふうな話をお聞きしましたが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 鬼のシンポジウムにつきましては、議員先ほどおっしゃいましたとおり、11月9日土曜日に福知山市大江町の総合会館で開催されるというふうにお聞きしております。会場は260名の収容が可能な会館でございます。そちらのほうで、主催者が世界鬼学会、福知山市教育委員会が共催されるというふう聞いております。こちらのほうにつきましては、今年度、先ほど企画課長答弁しましたが、神楽団の派遣を現在前向きに検討させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） やはり物事は、どちらかがというか、私ども提案しているわけですから、北広島町のほうから、足を向けてというのが一番いいのだらうと思いますが、やはり双方向のそういったやりとりの上で姉妹縁組、友好都市縁組ということに結びつけばいいなというふう

私は思っております。まだ縁組については前向きな回答ではありませんが、人の交流を重視する北広島町におきまして、プロ野球日本ハム球団が移る北海道北広島市、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンのドミニカ共和国、カープアカデミーのサンペドロデマコリス、広島アルミニウム工業さんが進出しているベトナム社会主義共和国のハノイといった姉妹都市、友好都市縁組の候補地が挙げられると思います。節目の合併15周年、または20周年の記念事業として、姉妹都市縁組等の何か記念事業を立案されているか、お聞きします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 記念事業ということでございますが、今のところ、まだ姉妹縁組等も含めまして、特に具体的な記念事業ということは、まだ計画をしている状況にはありません。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） まだということでございますが、ただ、20周年ということになれば、我々議会も町長も改選期に当たるのではないかと思いますので、そういう節目の記念行事については早目にお考えいただきたいというふうに思っております。次の質問に移らせていただきます。北広島町の道路整備についてでございます。主要地方道千代田八千代線、北広島町畑地区、一般国道186号北広島町細見地区、広域農道中原今田線の主要な道路における整備については、北広島町も最優先課題として、広島県内陸部振興対策協議会を通じて要望しておられます。早期の完成には、国、広島県の支援が必要でございます。これは町単独事業ではございませんので、事業の推進については、国、広島県、内陸協と協議をいただき、現状と今後の見通しについて、答弁を求めます。それでは、まず、主要地方道千代田八千代線、北広島町南方の畑地区、見通しが不良の未改良区間が改良されれば、国道54号と町中心部とのアクセスが改善されるわけですが、最近交通量が非常に増えており、狭隘箇所での大型車との離合に支障が生じております。現状では積雪時の交通事故も懸念され、危険性は増すばかりであります。地元地域振興協議会から長年にわたり要望が出ております。この事業は、平成28年からの5か年計画事業で、令和3年には完成すると期待をしておりました。安芸高田市側の54号までの改良整備も令和3年には完成と聞いております。やっとな年の平成30年に事業費として用地取得を実施するという事になっておりました。用地取得後、今年度事業含め、事業推進見通しと完成予定時期をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 主要地方道千代田八千代線の見通しでございます。広島県西部建設事務所安芸太田支所によりますと、おおむね用地取得完了のめどが立ったことから、本年度から工事に着手される予定と聞いております。予算確保に努めていただき、できるだけ早期に完成するよう、町からも強く要望してまいります。以上です。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 用地取得ができたということでございますので、これから設計ですかね。もう設計も終わってる、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 当然用地取得をするには、事前に事業計画図が必要ですので、設計は終わっております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） それでは、先ほど申されました、工事に今年から着手するという事でございます。

いますね。ありがとうございます。それで、大体予測ですが、工事に入って、およそ約何年ぐらいで完成の見込みでございましょうか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 工事の内容が、山を5段ぐらい切り落としていくような掘り割りの構造になっている箇所、それから谷を迂回するような形で橋梁をかける箇所、割と長大な橋梁がございまして、それらを勘案すると相当な年月がかかるだろうというふうに推測されるわけですが、何年度までに完成ということは、この場ではちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 県の事業ですから、了解しました。それでは、一般国道186号の北広島町細見地区において、国道186号は中高生の通学路であります。皆さんも芸北に行かれるときには、よく通っていただくとと思いますが、芸北の運動公園の手前でございますね。歩道の整備がなされていないために側溝に転落するという事故が起きております。歩道の整備により、地域の安全・安心と高齢者の歩行空間の確保のため、地元地域振興協議会からも早期完成の要望がありますが、今年度の現況と今後の事業推進の見通しをお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 同じく県の情報ですが、現在までに広島県道路整備計画2016で位置づけております細見地区の予定区間、川小田境から芸北運動公園入り口までの480mのうち230mの歩道設置が完了しているところです。残り250mについては、現在歩道設置工事を行っており、本年度中には完了する予定でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 了解いたしました。それではもう一つ、広域農道中原今田線についてでございますが、広島県の広島未来チャレンジプランの農林水産アクションプログラムにおける県営広域農道農地農道整備事業の推進による早期完成を町としても内陸協のほうに要望しております。この道路は、広域都市圏への野菜振興と地産地消としての役割を果たすインフラ整備であるだけでなく、このたびの豊平診療所への変更に伴う北広島町における東西の医療環境の道路網の整備としても大きく寄与する事業であります。北広島町の農林業だけでなく、医療、生活、観光面でも大切な広域農道であると思います。そういうことを考慮し、内陸協に対しても、一般要望事項から最優先課題事業に格上げすべきと考えます。そして、県庁、農林水産局だけではなく、土木建築局、地域政策局、総務局を巻き込んだオール県庁支援体制への要望セールスが必要であります。現在の広島県庁、内陸協の考え方、今後の事業推進の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 広島県とは、芸北地域再生会議の中で事業の着実な推進を図っていくことで議論、検討を行っております。内陸協では、毎年度、広島県に対して強く要望しております。今後の見通しですが、繰り越し分、現年分を合わせて今年度は道路工事を行い、令和2年度からトンネル工事に着手する予定です。できるだけ早期に完成するよう、引き続き要望してまいります。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 令和2年からトンネル工事ということでございますので、トンネル工事につ

いては、なかなか工事の年数がかかるのではないかと予想しておりますが、何年ごろの、見通しはありますか。県のほうとしてはどういうふうに回答があったかないか、お答えいただければと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） トンネル工事、大規模な工事ですので、事前に入札をする前にもかなりいろいろな手続が必要でございまして、トンネル工事の契約を令和2年度末までには契約を整えたいというふうに今お聞きをしております。それからトンネル工事に着手をして、1000mを超えるトンネル工事でございます。ここらあたりでは、あまり例がないと思われるんですけども、夜間工事もしながら、できる限りの早期の完成を目指していきたいと、そういう予定でいるというふうにお聞きをしております。ただ、掘削をして終わりというものではございませんので、当然舗装にしても、照明施設にしても、緊急の警報装置等の通信設備も必要でございます。いろんな交通安全施設も必要でございます。そういったことから、少なく見積もっても相当な期間がかかるだろうというふうに思います。何年度までに完成というところは、ちょっと今のところ申し上げにくい状態でございます。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今、担当のほうから申し上げたとおりではありますけども、これまでずっと要望してきて、ようやくトンネルを掘るところまで持ってこれたというところであります。これからは、できるだけ早く完成するように、また、要望を強くしていきたいと思っております。このまま要望せずにおいとったら、かなりの期間かかると思いますので、できるだけ早く完成するように、また、引き続き要望していきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 町長からのそういった前向きな答弁をいただきました。1000mということでございますので、なかなかいろんな制約があると思いますが、やはり今町長もおっしゃいましたように、オール県庁支援体制をやらないと早期の完成は見込めないというふうに思いますので、積極的なセールスを県庁のトップのほうでもお願いをしたいと思っております。最後に、町道の整備についてであります。北広島町道路整備計画10か年のうち、前期が令和3年で終了いたします。後期は、令和4年から町道整備計画の見直しをなされますが、前期は豪雨災害等もございました。見直しに当たって、後期は何を重点に見直されるのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 現行の道路整備計画に掲げます安全・安心な道路交通及び地域の生活を守るため、災害などの緊急時に避難路として防災機能を発揮できる道路、通学路の安全確保及び広域的な道路網の構築について整備するという方針を大きく変えることはございません。ただし、少子高齢社会で人口減少が急速に進展する中、財政規模の縮小も避けられない状況であり、計画路線の執行延期も当然に検討していく必要があるものと考えております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 整備方針については、見直せる重点の方針については了解いたしました。財政と言われましたけど、例えばもう用地買収が済んでいるところとか、設計が済んだところについては速やかに着工されるよう申し上げて、私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（宮本裕之） これで湊議員の質問を終わります。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。2項目の質問をしますが、最初は、豊平診療所につい

てです。豊平の皆さんの生活の支えであった豊平病院が無床診療所となり、4月からスタートして2か月が経過しました。しかし住民に不安はないのか、町が当初約束したことが守られているのか、大変心配です。そのため共産党では、今年2度目となる豊平診療所スタートアンケートを実施し、皆さんからご意見を伺いました。これらのご意見を踏まえて、以下質問します。まず、訪問診療、訪問看護です。アンケートでは、他の病院で手術し、退院して、自宅療養しているが不安。入院先が遠くなり、とにかく不安だなど、不安の声が多数寄せられました。町は、訪問診療や訪問看護等を行うと約束しましたが、実際には訪問診療は、4月、5月は、二、三日に1件、訪問看護は、1日平均1件程度です。これで訪問が必要な方や要望に応えていると考えておられますか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 豊平診療所のことでございますので、保健課から答弁させていただきます。病状等により医師の判断で訪問診療の必要な方へは随時対応しております。訪問看護も同様でございます。昨年4月、5月に比べ、訪問診療は二、三日に1件と同程度でございます。訪問看護につきましては、昨年4月が5件、今年度4月が24件で、19件増えております。昨年5月は6件、今年度5月が17件でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 昨年と比べられましたけれども、昨年は入院施設があったんですね。ですから、自宅にいらなくても、入院患者受け入れられたと、今年はないわけです。それは大きく違っているんじゃないですか。そこら辺伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 訪問診療につきましては、入院あるなしに限らず、やはり医師の判断でのものがございます。と町としては判断しております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 結局やってないということが明らかになりました。診療所から訪問できないときは千代田からという話でしたが、しかし今の話だと必要ないということですので、ゼロでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 千代田の訪問看護ステーションから、豊平地域への訪問看護の件数でございます。4月は23件と聞いております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうしますと、医師の判断はしないで、23件行ってるということで、これはどなたが判断されているんですか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 訪問看護ステーションからの訪問看護につきましても医師の判断でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） それは、どこの医者ですか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） どこの医師かということでございます。千代田の訪問看護ステーションの看護師のほうに指示を出すのは町内の医療機関でもございますし、町外の医療機関の主治

医ということもございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そういうことでありますと、保健課のほうでは十分足りているということですが、私は、これで在宅医療が進んでいるとは思えません。皆さんからの意見も、やはり不安があるということですので、これについては非常に重要な問題として、医師が指示できていないんじゃないかというふうに判断せざるを得ません。診療体制を充実させるとのことでしたが、次に伺います。4月1日から5月20日までの間に外来患者が最も多かったのは、5月17日、月1回の整形診察の日で159人、1日平均70人です。診察の待ち時間が長いとの声がありますが、午前中に受け付けした人は午前中に診察が終わっているのか。何時ごろまでかかっているのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 診察時間でございます。午前の診察の終了時間でございます。木曜日は、おおむねお昼の1時半ごろ、ほかの曜日は、大体1時ごろと聞いております。待ち時間が長い日もございますので、患者様にはご負担をおかけしているかと思うところでございますが、ご理解いただきたいところでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 日によって違うんですね。安佐市民からの派遣の医師のときには非常に多い。アンケートでも、待ち時間が長くなっているので、バスを利用する人は大変困っているとのことです。医師を増やすなどの考えはありませんか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 待ち時間につきましては、豊平病院時代も曜日によっては、やはり1時程度かかっている曜日もございました。医師を増やすことにつきましては、診療体制にかかわることですので、指定管理者、診療所長の意向も大切とっておりますので、そちらとの協議も必要かと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今の保健課の掌握している認識と住民の皆さんとの認識が大きくギャップしている。しっかりと住民との意見を今聞いての話でしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 地域住民の方の意見を十分に聞いてかということでございます。5月の12日に懇話会をさせていただきました。また引き続いて今後も豊平地域に出向いて意見交換等も計画しておりますので、そちらのほうでも、随時ご意見を聞かせていただくこととあわせて、豊平保健福祉総合センターそよかぜのほうにも職員おりますので、そちらのほうにご意見等いただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 12日の件は、後でもお話しします。ぜひ、そよかぜに意見を聞かせてくれと、相談してほしいというのをもっと周知する必要があるというふうに思います。次に、整形医師を確保することということでしたが、いまだに月1日、午前中のみです。そのため、患者さんが大勢おられ、先生や看護師も大変だ、月1日では、とてもよくならない。薬をもらう以外あまり治療ができないので行かなくなったなど、とにかくみんな困っているとのこと。町長はこのような事態をどのように思われますか。整形医師確保のため町はどういう努力を行って



いますか。また、なぜ確保できないのか、見通しがあるのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 町としましては、広島県地域医療支援センターや広島県広島市立病院機構などをはじめ公的医療機関へ整形外科医の派遣を要望しております。しかしながら、整形外科医は、専門分野が細分化されており、専門分野ごとに医療機関が分かれていることなどもございまして、どこの医療機関も整形外科医を派遣する余力がないという現実もございまして、町としましては、引き続き、県等には要望してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 県には要望しているということですね。今言われました懇話会でもそういう話がありました。その懇話会では、齋和会に派遣をお願いをしたのかという質問がありました。これに対して町長は、公共医療機関に話してる、今の答弁も同じですが、民間には頼まないとの見解でした。これで本当に整形医を確保するつもりがあるのか、また、確保できるのか伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 診療体制にかかわることでございますので、先ほども申しましたように、指定管理者や診療所長の了解も必要となりますので、町としましては、先ほど話をしましたように、地域医療確保の観点で、引き続き広島県や市民病院、安佐市民病院等にあります広島県北西部地域医療連携センター等に医師派遣をお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 診療体制とよく言われますけれども、無床診療所にするときには、町はかなり積極的にといたしますか、確保しますと。努力しますということで、皆さんからの要望に応えていったんじゃないでしょうか。実際に指定管理が始まると、指定管理者に任せ切ってるような感じを受けます。そういうことはないのか。やはりこれでは確保できる見通しがないと思います。本当に皆さん困っています。当面、民間にお願いしてでも、確保すべきは本当はないのか伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 民間へのお願いは全くしないということではありませんけれども、せっかく今公的病院の中で、医師派遣の仕組みができて、これから将来にわたって、そういう仕組みでやっていこうというスタートを切ったところであります。できるだけ、その範囲で、医師を派遣していただけるように、今お願いをしておるところであります。いずれにしても、引き続き整形外科医につきましては、いろいろと色々な方面に働きかけをしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 広域派遣をお願いして、確保できればそれはいいです。見通しがあるんでしょうか。ないのであれば、当面でも、あらゆる手だてを立てて確保すべきじゃないか。努力しているだけでは問題解決しません。そういう当面の措置もとる必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議員おっしゃることも、住民の方の意見としてもよく存じておるところでございますが、町としましては、先ほどから申しましたように、公的医療機関のほうへの

要望を強くしてまいります。以上でございます。

- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 結局わかるけれども、確保できるかどうかわからないということがはっきりしました。次に、町長はリハビリを維持すると約束しました。しかし、4月、5月の疾患系リハビリは1日平均9.7件です。豊平病院のときは42人だったので、約4分の1に激減しました。なぜ、こんなに激減したのか。希望しても治療してもらえない例はなかったのか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） リハビリについてでございます。これまでは柔道整復師のリハビリをやっておりましたが、4月からは理学療法士のリハビリとなっております。また、厚生労働省の通知により、平成31年4月1日から要介護認定を受けている方は、外来での個別的な維持期、生活期の疾患別リハビリテーションを受けていただくことができなくなりました。そのため、介護保険の認定のある方は、介護保険における通所リハビリなどへ移行されたことも考えられます。リハビリにつきましては、医師の指示により、リハビリの必要な方にはリハビリを行っております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 通所リハに移行したと言いますが、4月、5月はゼロです。全然移行してない。これ資料もらったんですけど、違うんですか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 通所リハビリにつきましては、件数のほう申しますと、4月が245件、5月が260件でございます。訪問リハビリについてはゼロ件となっております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） これ20日までのやつなんで、5月はちょっと違いますけども。しかしアンケートでは、そういう制度の違いは変更あるかもしれませんが、アンケートでは、希望どおり受けられない、予約も取れない、とりわけ介護認定されていない人は受けられないということです。内科医師でリハビリ指示できるというふうはこの間聞いてきましたが、運動機能リハビリを何人指示しましたか。また派遣医師は何人指示したか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） リハビリの指示でございます。4月は65件でございます。派遣医師の整形外科医の指示は1件程度と聞いております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 65件というのは延べですか、それとも人数、実質でしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 件数65件は実でございます。処方につきましては、新規のみ処方箋が出ますので、実となっております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） いずれにしても、豊平病院の時代から大きく後退しているのは間違いありません。町長は、リハビリがあると言っていたのにどうなったのかという意見が寄せられました。これで維持できたと考えておられるのか、伺います。

- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 診療所に移行しまして2か月程度でございます。引き続き外来診療する中でリハビリ体制を維持していくよう努めてまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 現在維持できていない、そういう住民の皆さんからそういう意見が出ているわけですから、それを維持しても、充実したことにはならないと考えます。次に移ります。理学療法士の点はないようですので、聞きません。アンケートでは、リハビリについて、近くの接骨院や町外の整形に通っている。また、齋和会の週1日の無料送迎バスで約20人が通っているとのこと。しかし、我慢しているとのことの方も少なくありません。整形の診察や疾患系リハビリを受けたくても受けられない、これは医療難民ではないんですか。町長は痛みを感じないか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町としましては、リハビリを受けたいと言われ、医師の指示のある方は、リハビリを受けておられると判断しております。整形の診察につきましても、診療所の所長でありますとか派遣医師が診察し、必要に応じて専門医への紹介もしておりますので、医療難民の方はいないと認識しております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） かなり住民の皆さんとの意識と乖離がある。そういうふうに指摘せざるを得ません。次に交通について伺います。予約タクシーですが、4月は1件とのことでしたが、5月はどうですか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 5月の利用実績はございません。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 利用がない原因として、5月12日の懇話会で保健課長は、豊平診療所である程度診てもらえるので、ほかに診てもらうことがないのではと回答しましたが、本当にそう判断しているのか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町としましては、4月、5月の外来診療の状況から、診療所に移行してからも、引き続いて診療所にかかってもらっているのではないかと判断しております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 診療所で受けているということですが、病院時代は1日122件、大きく当然減るわけじゃないんで、70件に減ったということなんで、やはりこれは減ってるのは間違いありません。アンケートではどうか。タクシーについてですが、利用しないのは、ほかで診てもらう必要がないからというふうな感じで言われましたけれども、アンケートでは、時間ばかりかかり利用したくないとの意見が多くありました。これが真相ではありませんか。懇談会では、町のワゴンで回ってはどうかと提案をしたが、できないと言われたとの意見が出されました。そこで伺いますが、町所有のワゴンを運転手はシルバーに頼んで無料で運行することは法的にできるのかできないのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。

- 保健課長（福田さちえ） 町としましては、ホープタクシーや路線バスとの関係や民間業者との関係、安全な運行などを考え、陸運局にも相談し、タクシー運行で対応することとしました。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そうしますと、法的には問題ないということですよ。しかし町長は、この懇話会で、この質問に対して、公共交通の法的縛りの中ではできない。法律を犯すことになるかと回答しました。じゃあこれは間違いということですよ、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町の所有のワゴン車等で町職員が運転し、無償運行することはできるということですが、先ほど申しましたように安全面でありますとか、現在あります交通体系等を踏まえての答弁でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 答えていません。法的にできないというふうに答弁したことは違うんじゃないかと言ってるんです。聞きます、町長。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 公共交通のお話でございますので、企画課のほうからさせていただきます。基本的には、道路運送法上の枠外ということで、今の無償、それから市町所有車両の運行ということは、枠外という位置づけにはなっております。ただ、その際、基本的には先ほど保健課長が申しましたように、市町所有の車両を市町の職員が運転するというのが基本ではございますが、陸運局のほうにも、この件は問い合わせをしておりますが、その中で、基本的には、事前に協議が必要ではございますが、シルバーでありますと、それはまだ、今の枠外として捉えられるというような見解はいただいております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 枠外というのは、法的に問題ないということですか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 道路運送法上には問題ないということで、ほかなところは、ちょっとまだ研究しておりません。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 可能性があるかどうかということで、答弁をすべきなんですよ。質問が町民から出たときに、それは違法だからできませんと、それ以上は質問が途切れたわけです。法的にはできるけれども、こういう問題がありますというふうに答えるのが筋じゃないですか。これは大きな問題なんです、交通問題は。ずうっとやってきたわけですから。町長どう思われますか。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 説明が不十分だったところもあるかも知れませんが、今の議論のように、いろいろ議論を尽くした中では、やはりホープタクシーとの問題等もあって、無料で運行するという事はなかなか難しいという中で、そういうお話をさせていただきました。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 極めて不誠実ですよ。違法だからできないと言ったんですよ。今の話だと、いろいろ問題があってる。これは町民を愚弄してると言わざるを得ません。もう一つ伺います。

豊平地域の自宅から千代田までのホープタクシーの運行を希望する声がたくさんあります。これは法律違反になりますか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 豊平地域から千代田へのホープタクシーの利用ということでございますが、今のところ、ホープタクシーだけ乗って千代田に行くということは基本的にはちょっと、今そういうシステムはないということです。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 法律違反になりますかと聞いてるんですよ。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） ホープタクシーにつきましては、基本的には、道路運送法上の第4条というところで、区域運行ということで、これは許可が必要ということでございますので、区域を設定するというこのまず前段が必要になります。これは事業者が行うということでございますので、今のところは、区域を越えてホープタクシーを運転することはできないので、乗りかえ以外には法律違反になるというふうには考えます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 全く答えになってないですよ。地域公共交通会議で話し合っ、事業者同士、行政もそうですが、一致すれば、また業者が可能であれば運行できるんですよ。だから、千代田からホープタクシーそのものが違法かと言ってるんですよ。今の仕組みでやったら違法になりますよ、今の中で誰かやったら。それは可能かということ、もう一回。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 違法かどうかというご質問でしたので、それにお答えしました。可能かどうかということでございますが、それは許可制度でございますので、申請と、それで許可が出れば可能ということでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 時間かかりましたが、可能だということです。もう一つあります。大朝ふるさと病院への交通はないのかとの質問に、12日ですが、町は、船峠経由があると回答しました。阿坂方面から大朝ふるさとまでホープタクシーで行くにはどうするか。かかる時間と、帰りはどうするのか伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） ホープタクシーを利用して、大朝ふるさと病院に行くには、豊平診療所で8時30分ごろに乗車され、原東地区で大朝のホープタクシーに乗り継ぎます。ふるさと病院には10時ごろには着きますので、乗り継ぎの待合の時間も含めて約1時間半程度かと思っております。料金は700円となります。また、ほかの便としまして、路線バスを利用して、阿坂から大朝行くには豊平診療所から路線バスに乗り、蔵迫でJRバスに乗りかえて、新庄西口で降りるという方法もございます。こちらのほうの料金は770円かかりまして、所要時間は約1時間強ぐらいでございます。帰りでございます。帰りは、12時半のJRバスに乗って、蔵迫でやはり乗りかえていただいて、路線バスに乗りかえて豊平診療所まで行けば、1時半には着く予定ではございます。ホープタクシーにつきましても、同じような形で引き継ぎをしていただくという乗りかえが考えられます。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 豊平診療所8時半出発というのが、これが前提になっています。しかし豊平診療所に行くまでに、例えば、今吉田から第1便に乗ろうとしたら9時半、そうすると、診療所に9時40分、そういうふうに乗りますと、ホープタクシーだけだと着くのは2時までかかります。5時間かかる。そうやって行きますと、バスでも2時間半かかる。行って、診察2時間として、14時に終わって帰ろうとしたら、診療所に帰るのは5時過ぎる。しかし、診療所から今吉田や自宅までのホープタクシーがないんですね。簡単じゃないですよ。行ったきり帰ってこれないという事態になるんですよ、そういう点をご存じですか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 今吉田の方につきましては、路線バスの広電でありますとかJRを乗り継いで、大朝ふるさと病院に行っていただくほうがホープタクシーよりも便利かと考えております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 時間かかるんですが、ホープタクシーの時間が決まってるわけです。それと路線バスとの時間等全部考えて、きちっと回答してないんですね。船峠経由がありますよ、大丈夫ですよ。皆さんから、いや、そんなことないだろうと言っても、いやいや素人なんでわかりませんが、そうですよという、これじゃあ回答にならないんじゃないですか。伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） ホープタクシーの利用につきましては、個々の方によって違ってくると思いますので、また、ご相談していただけたらと思っておりますし、そのときにご返答させていただきます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 交通問題もしっかり調べて、町民が惑わないようにやるべきじゃないですか。どこの会場行っても交通問題が出ます。ふるさとにも出されます。それに対して、回答の準備がないで簡単に一言で片づけている。これはやはり失礼だと思います。次に、運転できない方は確実に増えます。今後どのような交通を考えていくのか、今のような説明の交通でいくのか、将来にということじゃなくて、無責任じゃなくしてお答えください。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 4月から始めましたタクシーを利用しての千代田地域へ回る南回りでございます。これにつきましては、先ほど述べましたように、4月が1件、5月がゼロ件という利用実績でございますので、今後また利用状況等を把握しながら、地域の方にとって使い勝手のよい方法について検討、研究してまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） きちっと丁寧に疑問に答えるようにやってほしい。惑わないようにしてほしいと思います。町長は、12日の懇話会で、芸北のようにする、全国のモデルになるようにすると言いましたが、2か月の診療所の実態はとてかけ離れています。どのようにしてモデルにするのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 診療所の医師がかりつけ医となり、医療、介護、福祉にかかわる他職種と連携して、在宅での生活を支えてまいります。あわせて豊平診療所の建物内に通所リハビリ、訪問看護、生活支援ハウス、小規模多機能ホーム、グループホームを整備し、診療所を拠点と

して地域包括ケアシステムの充実を進めてまいりたいと考えております。住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、豊平地域の方の不安が安心につながるよう、指定管理者とともに取り組んでまいります。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 具体的な話がありませんでしたが、先日の雄鹿原診療所のテレビ放映を見て、豊平の方から、すてきだなと。でも、今の内科医がそこまでできるんでしょうかという意見が寄せられました。芸北は、伺いますと、午前中に予約診察し、午後、訪問診療に当て、8人の看護師のうち3人は訪問看護専門で、それでも1日3人ぐらいとのこと。豊平診療所は、常勤医師1人で、午後も診察を行い、看護師も5人で、1日平均70人の外来患者で大忙し、とても手が回らないのではないかと。千代田から行ってるよという話がありましたが、しかし、診療所をかかりつけ医を含めた、そういう在宅診療ができるためには、今の体制でできるのか、非常に気になります。このように、きょうの質問で、訪問診療、看護は、やっているとっては言っても、住民の人は、そういうのを見たことないというぐらいわからない状況であります。しっかりとやりますよということをして体制をとっていく必要があるんじゃないか。整形医師も確保できるかどうか、これ見通しがない。永遠に努力するんじゃないかという心配がある。リハビリも、やっているとっては言っても、医師の判断でやっているとっては言っても、地域の要望は、ほとんど希望が応えられていない。これが実態なんですね。交通手段も非現実的、このように町民との約束は、今日の段階で守っているようなこと言いましたが、一つ一つを深めてみれば、これは守っていません。と私は思います。また、町民の疑問にも、事実を言わないで、先ほどの交通体系の違法だからできないというような誤解を与えるような、町民を惑わすような言い方では、信頼関係は生まれません。また、体制がないのに、芸北のような在宅医療を進めると、幾ら胸を張っても到底説得力はありません。このままでは、現在の医療も将来の医療も守ることはできないのではないかと。そのために具体的な方針、今は指定管理と協力してやると言いましたが、今指摘してきたような問題を乗り越えて、どういうことやるのか。もう一度町民の皆さんが、特に豊平の皆さんが、あっそれはそうだね、いいね、応援しようというふうな答弁をお願いします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 芸北地域では、全国的なモデル地域として活躍をしていただいております。地域によって、やはり細かいニーズは異なっているというふうに思っております。豊平地域は豊平地域のニーズを踏まえながら、これから、今出発をしたばかりでありますけれども、これから体制的な部分も指定管理者とも協議しながら、進めてまいろうと思っておりますし、これから大きな流れとしては、在宅医療、そういったものにシフトしていかざるを得ないというふうに思っておりますので、そうした芸北地域に近いような状況を確認をしてみたいと思っております。いずれにしても、豊平地域の皆さんの協力も得ながら、これから地域医療を将来にわたって守っていける診療所として進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今日の質問で具体的なことになってないことも明らかになりました。私としては、これからもこの豊平診療所がどうなっているのか、町民の皆さんはどのようなお考えなのか、受け止めなのか注視しながら、議会でもどんどん要請をし、指摘していきたいと考えてお

ります。次の問題に移ります。事業系可燃ごみを限りなくゼロにし、町民の負担軽減をとという点に移ります。これは芸北広域組合議会でも取り上げましたが、加入市町の取り組みが重要であるため、この町議会でも取り上げます。芸北広域きれいセンターの焼却炉は、竣工から約20年が経過し、老朽化により処理能力が低下しているため、運転時間を延長することで増加するごみを処理しています。そのため、おおよそ7年後の2026年ごろまでには新たなごみ処理方法に変更しなければならなくなるということです。そこで伺いますが、現在提案されている3つの方向について、その内容と費用、概算含めて、簡潔にお答えください。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 現在、芸北広域環境施設組合で検討しております3つの案と費用について、町民課のほうから答弁させていただきます。1つ目は、新施設の整備、これは新しい施設を建設するものですが、燃えるごみだけでなく、下水汚泥や建築廃材も一緒に燃やすことで、発電や蒸気の供給も可能にするエネルギーセンターの建設計画でございます。費用は約33億円と見込んでおります。2つ目は、基幹改修です。これは現在のきれいセンターを大規模修理し、今後10年から15年の延命化を行うもので、約17億円程度の費用がかかると思われま。いずれも国の補助対象となります。最後に、3つ目でございますが、委託処理です。これは、ごみ処理そのものを近隣の自治体や民間の事業者へ委託するものです。施設の建設費は不要となりますが、1年間で約4億円程度の委託費が必要になると見込んでおります。以上の3案を検討しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 本年度中に大まかな方向を決めたいと報告受けてますが、今説明されたどの方法を選択しても、可燃ごみを削減しなければ、処理経費を含め莫大な費用がかかることは明らかです。家庭系のごみは分別や集団回収で資源化する努力が行われていますが、それに対し、事業所から出される事業系可燃ごみはどうなっているのか。まず、年間、きれいセンターに持ち込まれる可燃ごみは、安芸高田市、北広島町合わせて2017年度で1万1121tです。そのうち家庭系可燃ごみは5829t、事業系可燃ごみは5336.6tで、ほとんど同じです。そこで伺いますが、事業系可燃ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、本来は、事業者自らが処理することになっているのではないかと、伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に事業者の責務についての規定がございます。その内容は、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。さらに、同条には、廃棄物の再生利用や減量化に努めること。物の製造、加工、販売等を行う際に生じる生産物が廃棄されるときに処理、リサイクルしやすいように努めること。減量や適正処理について、市町村の施策に協力すること等が盛り込まれております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 法律でもはっきり明記されています。きれいセンターに持ち込まれていることも問題ですが、事業系可燃ごみを減らすため、町はこれまでどのような努力を行ってきたのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 町は、これまでどのような努力をということでございます。平成26年



から28年に芸北広域環境施設組合と一緒にごみの組成状況について調査を行い、事業所等からごみの減量化に向けた考え方についてヒアリングを実施しております。最近では、小型家電回収ボックスの設置や分別ステーションについて、町内の大規模店舗と協議して、小型家電回収ボックスを設置してもらっておるところでございます。また、役場におきましては、まず、役場内からというスタンスで、古紙、段ボール等をリサイクル業者に分別して出したり、プラスチックを分別するなど、分別、再資源化に取り組んでおります。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ヒアリングを行ったりしている。若干やっていると。しかし年々増加しているのが実情です。事業系可燃ごみは削減できないのか。平成29年3月、先ほど紹介があったと思いますが、組合が作成した一般廃棄物ごみ処理基本計画、これですけども、ここにごみの組成、先ほどの話もありました。詳しくは述べられませんが、これによると、きれいセンターに持ち込まれる事業系可燃ごみの約4割が病院からのごみです。ここで、その中には、紙おむつが38.5%、生ごみ11.5%、紙くずが3.8%で、半分以上は資源化できるごみです。コンビニエンスストアのごみは紙類29.5%、売れ残り食品24.4%、生ごみ17.8%など、9割以上が資源化が可能です。大型店舗のごみは、売れ残り食品が24.8%、調理くず19.8%、紙類18.2%などなどで、これも9割以上が資源化できます。このように、ここが大事なんですが、事業所から出されるごみの組成は事業所ごとにほぼ決まっておき、家庭系ごみより分別しやすく、努力すれば、限りなくゼロに近づけることが可能です。しかし、実際には、ほとんど進んでいません。なぜ、事業系可燃ごみは減らないのか。資源化が進まないのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 事業活動に伴い発生するものであり、景気の動向や工場、店舗の進出等により、ごみ量が一気に増加することもあり、原因の究明が進んでいないことも減量化、資源化対策が進んでいない一因だと考えております。また、コスト重視のため、資源化のコストより、きれいセンターでの処分が安価なことや、事業所で分別されていても、委託している収集運搬の状況により混合ごみで持ち込まれる等の問題は認識しております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今の原因が言われますけれども、基本は、先ほど言ったように、法律によって自ら処理しなくちゃいけない。基本的には、きれいセンターへ持ち込んでほしくないということなわけです。特にコストの重視という点で、ちょっとお伺いしますが、これは全てのところじゃないと思うんですが、例えば事業所では分別をされている。紙類、段ボールとか、全部やってるんですけども、回収は1台のパッカー車で行って、全部そこに放り込まれて、きれいセンターの焼却処分されるということもあると聞いています。全てではないと思いますが。しかし、そういうふうなことでは減量されることはできません。コスト含めて、やはり自らの責任で処理するということを大前提にしながら、強制といってもすぐできませんけども、一緒に相談する必要があると。生ごみについては、昨日の一般質問でも取り上げられましたが、一般廃棄物処理基本計画には、事業系ごみに関する取り組みが書かれています。多い生ごみ、紙ごみ、紙おむつなど、具体的に示されていますが、この処理内容について、方法について伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 生ごみに関する施策としましては、燃えるごみの中から、生ごみを分別

し、それをリサイクル施設に持ち込むことが提案されております。紙ごみにつきましては、古紙類として資源化すること、また、焼却処理する必要のある機密文書類についてもリサイクル可能な事業者へ資源化を委託することが記載をされております。紙おむつにつきましては、分別収集を行い、リサイクルするということが盛り込まれております。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） いずれも処理方法が具体的に示されています。先ほど紹介があった法律、ごみの法律の第3条に、この削減について、業者は、自治体、地方公共団体に協力しなければならないというふうにも書いておりますので、行政が毅然として道理のある対応をとれば、事業所からの可燃ごみを限りなくゼロにすることは、可能だと考えます。全国では、東京都の多摩9自治体が大きくごみを減らしていますが、特に小金井市、立川市では、2007年から2017年の10年間に事業系可燃ごみを7割から8割も削減しています。その立川市では、事業系ごみの減量とリサイクルの手引きを作成し、各事業者を回って相談しています。こういうものですけども。しかし、芸北広域組合の職員数は12人です。日常的にはきれいセンターの管理運営を行っており、各事業者を回って指導するには限界があります。そのため、北広島町や安芸高田市の職員がもっと頑張らなくてはならないと思います。3月の組合議会でこの問題を指摘したところ、管理者である箕野町長は、事業系ごみの削減については、どういう願いをし、どういう資料を持っていくか整理しながら、町として、担当者として私で回り、理解を求めていくと答弁をしました。そこで伺いますが、町長に伺いますが、北広島町としてどのように取り組むのか。具体的な内容をお答えください。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 現在、芸北広域環境施設組合と一緒に事業所ごみの減量について検討しているところであります。事業所ごみにつきましては、安芸高田市長とも協議をして、今年度具体的に取り組もうということで今進めておるところであります。町としては、各事業所の訪問調査を通じて、ごみの減量化、リサイクル対策について地道に提案活動を行っていく方針であります。そのための事業所向けの手引きになるかガイドライン的なものになるか、そういったものを作成して、広く配布もしていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） これから具体化をしていくということですが、具体化をして動くとなると町民課の環境管理係が担当になるのじゃないか。しかし、環境管理係は今年度1人削減され、3人となりました。通常の業務だけでも大変です。そのため、企業支援員の協力やOBなどの臨時職員を特命配置すべきと考えますが、そのようなお考えはありますか。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原 健） 増員ということでございますけれども、今、人員の適正化の計画も片方では進んでおまして、それに伴って考えるところがあるかと思っておりますので、今のところ、増員という考えは持っておりません。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 正職員を増員しろと、私一言も言ってませんよ。この問題に取り組むための、今配置されている企業支援員がいらっしゃいますよね。その協力を得るとか、OBの臨時職員をお願いすることはできないのか、これも増員に含まれるんですか、伺います。

○議長（宮本裕之） 副町長。

- 副町長（中原 健） 次年度から人件費につきましては、会計年度任用職員制度も始まってくるといふこともありまして、全体的にそういった専門の方を雇うにしても、その適正化の中で考えていかなければならない時期になっておりますので、先ほどのような回答をさせていただきました。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 全くやる気がない。町民課環境管理係3人でできると思いますか、町民課長に伺います。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 1名減ということでございますが、できるように努力してまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 長々と言いましたけれども、やっちはきたけれども減量されてないということ踏まえて、こういう方法はどうかと、お金のできるだけかからない方法でどうかと提案したけれども、町は、全くそれを踏まえて考えようもしない。極めて残念です。さっき手引きについてありましたけれども、チラシを作るというのは、昨日ありましたが、当面はそれでいいと思います。先ほど言った立川市では20ページにわたって、写真や漫画、また、こういうごみはどこに頼めばいいかというものを含めて書いておりますので、パンフレットを作ること、ガイドラインも含めて作るということです。ぜひそれは作ってほしいと思います。早く。次に、処理料金の問題です。県内の10キロ当たりの事業系可燃ごみの処理手数料比べてみると、一番高いのが福山市で160円、次に府中市の155円と続いています。きれいセンターは、事業系可燃ごみは、県内一番安い70円で、これは家庭系、これは県内で一番高い65円と比べてほとんど変わりません。5円しか変わらない。そのため、先ほど町民課長も言いましたが、きれいセンターに持ち込んだほうが自前で処理するより経費がかからない。これじゃあとても減らないんじゃないかと思えます。事業系可燃ごみの料金を見直す考えはないか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 料金の話でございますが、処理料金につきましては、確かに近隣市町と比較しまして安価であり、検討を要するところですが、料金改定に当たりましては、事業者への十分な説明が必要と考えております。処理料金については、組合のほうでも、事業所ごみの処理手数料の適正化が議論に上がっており、町としても検討を進めていきたいと思えますが、最終的には組合での決定になろうかと思えます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 当然組合が決めるんですが、管理者、責任者は箕野町長ですよ。私は、町民課長が答弁しましたが、全ての質問は町長に伺ってるんで、町長どうですか、伺います。それで、事業系可燃ごみを10年で8割減らした立川市では、10kg400円です。ここは70円、きれいセンターの約6倍です。いつまでに見直すかも含めて町長の答弁を求めます。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 先ほど答弁させていただいたように、まず、今年遅くならないうちに、ごみの量によってランク付けはした形で対応を分けていきたいというふうに思ってますけども、ごみの減量化をお願いをさせていただき、また、具体的なものでもできれば提案をさせてもらった

りというようなところも協力依頼をしていこうというふうに思っています。そういった結果を見ながら、この金額については、見直しがどうしても必要なようであれば、当然見直しも検討していきたいと思っております。いつごろまでにといいるところにはお答えできませんけども、両市町で検討会も行っておりますので、そういうところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） お願いをしていくという話ですが、これで大丈夫かなというふうに思いますが、業者さんに、法律がこうだからこうしろというだけでは芸がないと思います。やはり地方自治体がこういう方法はどうかということも提案しながら協力を求めていくということが必要ですが、その中で、この計画書にもありますが、オフィス町内会というのが出ています。これは極めて有効な施策だと考えますが、その仕組みを伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） オフィス町内会でございますが、オフィス町内会とは、古紙等の資源物の回収を行う際に複数の店舗で共同しまして、町内会のような組織でまとまって回収業者に引き取りを依頼する仕組みでございます。一つの事業所で、大量に段ボールなどが排出される場合、回収業者による買い取りはスムーズに実施できますが、少量の場合だと、回収コストのほう上がるため、資源物の回収が進まないことがあります。そこで、複数の事業者が協力しまして、共通の回収車両で同日に回収を行い、量的メリットを発生させることで、古紙回収業者によるリサイクルを推進するものでございます。このオフィス町内会の仕組みによる古紙回収は、ごみの減量化、リサイクルに大きなメリットがあると考えておりますので、商工会との検討をしていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、古紙の例を挙げましたが、古紙だけじゃないんですね。食品残渣の問題やさまざまな特定された物を別々に協力して回ってもらうと。分別した物を回収してもらうと、すれば、業者がコストは安くなると思います。そういう組織を提案しながら進めていく必要があると考えますが、このオフィス町内会立ち上げるためには町商工会等の協力がどうしても必要ですが、どうでしょうか。いつごろから行うようになるのか伺います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 先ほど事業者を回らせていただくという話をさせていただいておるところでございますが、それを7月、8月ぐらいに考えております。それとあわせまして、商工会のほうも同時期ぐらいに進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 夏には回るということですので、体制の補強も含めて考えていただきたい。このように事業系ごみの削減は環境を守るだけでなく、厳しい町財政と町民の負担を大きく軽減されることにつながります。例えば事業系可燃ごみを2割、または4割削減できれば、処理経費や将来の施設整備等の市町負担はおよそ幾ら減らすことができるか、概算でよいので答弁をお願いします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 芸北広域環境施設組合の負担金の算出についてでございますが、ごみ処理量に応じた負担があります。これは組合全体に占める北広島町分のごみ処理の割合で決定されるため、北広島町の事業系ごみが削減できれば該当する負担金額も減少してまいります。平

成31年度の予算ベースで算出しますと、事業系ごみの削減による町負担金の減少額は3割減少で約650万円、4割減少で約890万円と見込まれております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今ありましたけども、私のほうの資料で計算しますと、平成29年度の決算資料で、燃えるごみにかかる経費は年間で約3億8200万円、これは両方、市町のやつですが。そのうち市町負担は約4割、持ち込んだ方の料金がありますから、それを除いた市町負担は約6割の2億4300万、そのうち、大体6対4で分けてますが、北広島町は約1億円負担をしています、年間。例えば事業系可燃ごみを2割減らすことができれば、家庭ごみとほぼ同じですから、全体で約1割減る。そうすると、1億円の1割ですから1000万円減る。4割削減すれば2000万の負担が減るんじゃないか。立川市のように8割削減できれば、毎年、北広島町の負担を約4000万円減らすことができるということだと思います。それだけではありません。今後の施設整備や委託費も数億円単位で町民負担を減らすことができます。ですから、副管理者の安芸高田市長は、おっしゃるとおり我々怠慢だと思う。コスト、処理費用を上げるとか、性根を入れてやらんと減らない。こんにちは、ごみを減らしてくださいじゃなかなか減らない。先ほど箕野町長は、お願いに回ると言いましたが、それじゃ減らん。これまでのことの反省も含め、しっかり回って、必死にされていきたいと強い決意が表明されました。これまでの取り組みを反省し、行政と住民、事業者が一体となって、必死になって取り組むための町長の決意を伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） ごみの問題も大きな課題であると思っております。最初、質問の最初にもありましたけども、これから大規模改修をするか、全く新しい施設にするか、委託にするかという大きな3つの柱の中で、今年度検討していこうということで、今進めているところでありますけども、いずれにしても、ごみの量を減らすことによって随分効果はあると。それには分別等きちっとしていかなければならないということでもあります。事業系のごみも当然そうですが、家庭からのごみもそういった形で今後見直しをし、協力もお願いをしていく必要があろうというふうに思っております。財政規模どんどん縮小していく時代の中で、このごみの問題も非常に大きな課題であるというふうに思っております。手間な部分も出てくるところもあろうと思っておりますけども、町民、事業者の皆さんの協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今回は、事業系ごみについて取り上げましたが、言われたように、家庭系も含めてであります。この減量が将来の町民、安芸高田市もそうですが、その負担を大きく軽減させることにもつながる。そのためには住民の世論が大事なんですね。そういう住民の皆さんの支えがあれば、家庭系も事業系も本当に減らそうという機運が高まっていく中で成功する。それはやはり町政に対する信頼にも結びついていくと思います。先ほど、必要な人が配置する必要があるんじゃないかと言いましたけども、いやいや今の計画ではできない、こんなことでは、この方向は進みません。ないと私は思います。財政が厳しいと福祉や医療、教育を削るばかりじゃなく、道理ある取り組みで、貴重な財源を長期に確保し、さらに環境と町民の暮らしを守るため、以上、述べた点を踏まえて、本気で取り組むよう強く要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで美濃議員の質問を終わります。次に、11番、室坂議員。

○11番（室坂光治） 11番、室坂光治。次の質問をいたします。道の駅とよひら運動公園、さんさん市屋外トイレ改修について問います。道の駅の必要な条件として、情報発信機能、2番目に地域連携機能、3番目に休憩機能が備わっていること、中でも、③の休憩機能について、24時間無料で利用できる駐車場、トイレとなっております。他県にある道の駅利用客状況について調査したところ、公共のトイレは、不特定多数が利用するため清潔さが重要。利用客にある民間会社が独自に行ったアンケートの結果、快適なトイレが交通施設にあった場合、その施設で買い物をしようと思いませんかという質問に対して、7割の人が、思うと回答している。さらに今後も利用したいと思うかについては、8割が思うと回答している。トイレが目的であっても、トイレ休憩して、買い物もしたい、ほかの施設も利用したいと思ってもらえるような場所にしなければならぬ。利用者も減ってしまう、豊平どんぐり村屋外トイレは利用したいと思われるような状況ではない。年間30万人もの入り込み客があると伺っている中、今の状況では利用客は減少していきます。平成6年に道の駅どんぐり村ができ、24年余り経過しているため、洗面所の傷み、正面の手洗い場の汚れ、草も生え、枯れ葉がトイレの中に入ったり、見た目も悪い。照明も暗いので、もっと明るく、ぬくもりのあるような印象のトイレにしたい。そこで質問します。どんぐり村ができた当時は、さわやかトイレの名称で、音楽も流れて非常に評判がよかった。もっと明るく、利用したいと思う整備が必要だと思いますが、ご意見賜われます。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 道の駅の機能において、トイレにつきましては、議員おっしゃるとおり、大変重要な設備として位置づけられております。快適なトイレは、観光客の誘客にもつながるということで、広島県におきましても、観光地のトイレの改修については、重点的に取り組まれております。道の駅豊平どんぐり村のさわやかトイレにつきましては、指定管理者により日常の清掃活動を行っていただき、気持ちよく使用していただけるよう、日々管理をしていただいているところでございます。しかしながら、トイレの建築から相当な期間が経過しており、建設当時とはトイレを利用する方のニーズが変化している状況にございます。こうした状況を考えますと、今後改修について検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） できて年数もたっているのが実態でございますが、考えていただくということでございますが、ぜひともこのことをやっていただかにはいけんというふうに私は思います。といいますのも、北広島町にも温泉施設が廃業、また、休館というところも3軒か4軒出ておりますが、こういうようなことにつながらないようにしていただかないとならないというような気がします。それで私が思うのに、駐車場を利用し、車内で仮眠の方、早朝、遠方から来園され、洗面所として利用される場合、誰しも清潔で安心・安全で使用していただくことができるような場所にあってほしい。しかし、どんぐり村は、屋外の便所は、どれも洗面所として利用したくないというような状況でございますが、そこらあたりを精査していただきまして、もうちょっとお客さんにもいいことでお迎えができるようなことはできんかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

- 商工観光課長（沼田真路） 利用者の方に気持ちよく利用していただくというトイレは重要だというふうに考えますので、今後、改修等検討する際にそうした利用者のニーズに合うようなトイレについて検討してまいりたいと思います。以上です。
- 議長（宮本裕之） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） 2番目に、洗面所の手洗い器は、男性2器、女性1器がひび割れており、衛生面もよくない、洗面所に洗面用具などの置き場所もないということでございますが、そこらあたりは今後どのように考えておられるのか、お聞きします。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 先ほど説明をさせていただきましたように、改修事業を実施する際に利用者ニーズ等を調査して、皆様に利用していただきやすいトイレになるよう、検討してまいります。
- 議長（宮本裕之） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） お願いしておきます。3点目で、手洗い場は、青かびで汚れており、雑草や木の葉が散乱し、トイレの便器も汚れが目立っておりますが、このことについて、どなたがこれを清掃したりやっていただくのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 委託先につきましては、有限会社さんさん市でございます。
- 議長（宮本裕之） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） 委託先はさんさん市と言っていたいただきましたんですが、実際に清掃の記録とか、いろんなことが書いていただいておりますかどうかわかりませんが、あまりにも見た目が悪いと思いますが、皆さんには、この写真で説明して、1、2、3、4で見いただければわかりますが、このような状態でございますので、いま一度、もう一遍、そこらあたりは、支所のほうからでもいいですから、相手方にお伝えいただくことはできるでしょうか、どうでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 施設を気持ちよく利用していただくため、指定管理者において、トイレ全体を毎朝チェックし、その都度清掃しておりますけれども、引き続き、日常の清掃活動について、しっかり取り組むよう指定管理者を指導するとともに、町としても連携をしております。
- 議長（宮本裕之） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） 大変言いにくいんですが、その都度と言われたんですが、私がこの写真を写してから、きょうで何日かかりますが、全然そのまんま、それよりもまだ悪くなるような状態でございます。それで、3番目の手洗い場は青かびで汚れており、雑草や木の葉が散乱し、トイレの便器も汚れが目立つということでございますが、さんさん市の方、週に何遍ぐらいやられるんかわかんが、トイレなんか、人多ければ多いほどですが、週に何遍でなしに1日に2回か3回というのは、これは当然じゃないかというような気もしますが、その点どうでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 清掃回数でございますが、毎日最低2回、また、ご利用者の多い場合は、日に3回、4回と清掃していると聞いております。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 清掃されておるといふことでございますが、私にはそのようには思えません。ですが、されとるいうんでございますので、それ以上は言うことはできんですが、支所長も行かれてから、見て、こういうことになつとるよといふことがあれば、何かに一応向こうにもそのことについては言わないけんし、何か記録もされて、やっただかにかやあいけんのじゃないかといふような気もしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。4番目の5月の連休は大変お客様が多かったようでございます。今後も多くの方に気持ちよく利用していただくために、先ほどから言ってもらいましたんですが、早急な対応をといふことでやっただかきますので、これお願いしておきます。今朝もちょっと、私とこから車で一、二分で行かれるんで、行ったんですが、3台、神戸、山口、島根の車が来て、あそこで仮眠されておりましたが、仮眠されておるんで、いいんですが、トイレの中へ入った場合に、ちょいちょい見させていただくんですが、洗面用具の置くところか、特に女性のほうについては、何にもないんですね。男性のほうもないわけですが、それも付け加えて一緒に器具類、あるいは中のトイレが大便秘器、小便器もありますが、女性のほうが、洋式のような方法にして、温くなるような便座でも、熱が入るような状態にできるようなことができないものか、そうしないと冬はちょっと、あそこは小高いとこでございますので、寒いとこでございますし、もうちょっとそういうところに町としても考えていただくことはできんでしょうか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 先ほど申し上げましたとおり、今後、改修等計画する場合に、そういった利用者ニーズについて、しっかり調査をして、改修を検討していきたいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 今のは、商工観光、改修はするといふことですね。違うんですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 改修については、今後財政状況を踏まえ、検討してまいります。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） それじゃあ財政状況踏まえていうて、悪かったからできんといふことですか。それでは困りますが、その点もうちょっと押し込んでやっただかんと、このままではできんよといふようなことでは困るんですが、その点どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） トイレの改修につきましては、県の観光課の補助事業、それから国の事業等でございます。そういった事業を検討しながら、財政状況も踏まえ、今後、その可能性について調査をしていきます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） ぜひともお願いしておきます。最後にもなるんですが、皆さんもご存じのように、さんさん市のとこからトイレ入りますね。右側が碎石が敷いてあるんです。その碎石が散乱して、そこを入れてトイレに行かれるんですが、歩く人も、例えば、散乱いうても、かなり小さい石が歩くところへ出とるわけですが、その碎石が出ないように、碎石取り除いて、そこを土間をセメンで塗るぐらいのことは、相談することはなしにでも、町長は、そこらはやっ



ていただかないけんということと、その反対側に絵画、100円で中を見られるようになってる。そこに雑木があるんですが、その葉が落ちたんが、あまりにも、衛生上にもじゃが、あまりきれいじゃないんです。一遍町長、あそこ行って、よくよく見てもらって、そこら、どのようにしたらきれいになるかということ、わしら見たらわかるんですが、もう一遍のぞいてみていただくことはできませんでしょうか。ちょっと町長のご所見をお願いします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 私も何回も利用もさせていただいておりますし、ちょこちょこ寄らせていただいておりますので、様子はある程度理解をしておるつもりであります。屋外からすぐ行かれるトイレということでありますので、どうしてもきれいにするといっても限界はあると思うんです。屋内にあるトイレとはまたちょっと違う部分があるろうというふうに思っております。今言われたところもそうではありますが、改修となれば、その近く、暗いイメージがするときもあるんですが、要するに雨にぬれないようにあそこは屋根がしてある、自販機なんか置いてあるところから、ずっと屋根がしてありますので、その辺もトイレの前もまた別な屋根があるんで、暗い感じが若干するということもあろうと思います。それから外の手洗い所については、トイレとはまた無関係な形で使われるような形になってるんで、そこは、全く外のようなところにあるんで、青かびが来たりとかいうようなのも起こりやすい状況だと思います。タイルの旧式のものでありますので、そういったところも含めて、担当のほうからもしましたように、県や国の補助金申請をしながら進めてまいりたいと、改修を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮本裕之） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 大変、今町長もそのことについては、よくご存じだと言っておられました。どうしても物事をいらうということになりますと、お金の問題とか、いろいろあろうかと思いますが、できるだけ、この施設に、ここだけでなしに、全体の施設もそうですが、利用するのに、あそこ行ってよかったよというような施設にさせていただくようお願いをして、私の質問は終わりにいたします。

○議長（宮本裕之） これで室坂議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 52分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に、1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。今回も、次世代について考えるというテーマであります。目的としておるところは、2025年以降を次世代として私が考えております。というのも、ベビーブームで生まれた団塊が、一番最初の人が2025年に80歳を迎える

いうこととございます。80歳を迎えれば、どういうことが起こるかということ、いろいろと今までも言うてきたこととございますが、今回は、豊平の吉木地区を対象にして、3月の一般質問に続いた形で質問をしていきます。3月のときに、まず、吉木地区で本町の担い手対策で出た茂川君が育って、これを育てるときに、10haの規模を持たさにかいけんということでやったところ、吉木地区の認定農家の五、六人の方が少しずつ分け与えて、独立をスムーズにしたということとございます。このときに、認定農家といろんな話をしたら、80歳に近くなったら、今まで集めた農地を誰かへ預ける形にしていかにかいけん。さすれば、この中の誰かが株式会社を作って、農地を集めていかにかいけんということから入って行って、3月のときには、まだ株式会社ができておらんかったわけですが、4月1日を迎えた時点で、ある認定農家が22haほど集めて、社員を募集して株式会社作っております。これが冒頭に言うたように、いずれは、私の年代の認定農家がリタイアするときには、この株式会社に移行して、預かっていただくような一つの論理が茂川君を育てるときに、私も間へ入って話をしましたが、そういうこととございます。担い手のいない家の大面積の集積が2025年以降からは、どんどんと集積をしていく必要が起こってくるんだと。今回の議会でも、空き家がどんどん増えていく、田んぼの作業は担い手が都会のほうへ出てからやらないということからすれば、2025年を境に80歳を迎えるようなおうちから、まず空き家になるまでに農地をどうやって維持管理していくかということになれば、息子がせんということになったら、どこかへ集積していただくということになれば、ここでできた株式会社が受けていく、そうなったときに適正規模というのがあるわけですね。経営をするときには適正規模。この適正規模というのは、家族経営をするときの適正規模、集落法人をやるときの適正規模、株式会社にしておいたときの適正規模、これも考えてみたときに、まず、農地から売り上げがある。まず、家族、職員の給料を払う。それから設備投資をした償却資産を払う。これが払っていかれる規模が適正規模だろうと。それは、その人その人によって、大きいか小さいか皆違うと思います。私も園芸農家で平成10年ごろにやりよった規模というのは、ポットで野菜の苗、花の苗を100万ポット作っておりました。100万ポット作って、私たち家族、娘夫婦、パートの給料を払って、当然1年に払わにかいけん償却資産を払っていく、これがその当時の私の適正規模とございます。まず、今からこの適正規模を株式会社にされた方、認定農家、いろんな方が守っていこうと思っても、地域の要望のほうが太うなってる。うちはうちの経営で、これ以上増やさんのないうても、何とかやっってくださいいうて、お願いをされる。そうすれば、地域の中でどうしても農地の集積をしていかにかいけん。適正規模をオーバーするところへ入っていかにかいけんようになる現実があると思う。そこで、次に考えられるのが、米を何ぼ作っても、今から米価は上がらぬと思います。これ野菜を作っても、私たち花を作っても、売り上げ単価が上がるわけじゃない、そうすれば、次に考えられるのは、適正規模の中で、低コストでやるいうことを考えていかにかいけん。米農家の場合は、低コストを考えるのに何があるかといったら、いろんなものがあると思う。それは草刈り対策もあろうし、いろんなことがある。私が園芸農家として100万ポットの生産をしたときに、低コストいうのをどこで考えたかというたら、100万作った、作るのも人がおりゃ何ぼでもできる。これが市場へ配送する輸送コスト、この輸送コストへ私の場合は着目して、まず、4トン車を買って、パワーリフトをつけて、台車を用意して、台車輸送というのを考えて、1回に1万本ぐらいの花を乗せていったら、市場で台車ごと降ろして帰ると、パワーリフト。輸送コストを考えることによって、償却資産をできるだ

けスムーズに払っていったと、こういうことです。適正規模の中にどうしても考えていかにやいけんのが、低コストで経営をしていくということをどうしても考えていかにやいけん。そこで、今回の質問の中に、ドローンが最近はやっております。これがいいか悪いかというのは、私には全くわかりません。私の場合、機械オンチじゃけ、こういうようなこと全然わかりません。がしかし、世論の中、新聞、雑誌読みよったら、どうしても、いろんな形でドローンの活用というのが出てくるんで、私にわからんところがあるんで、このわからんところを質問してみたいということでもあります。このドローンを利用して、種を直まきをする。要するに種が浮くんで、コーティングして、水の中へ沈んでいく種を作って、これをドローンでばらまきをしていく。それから、ところによっては、小さい田んぼはドローン飛ばすよりは、散布機で打ったほうが速いと。こういうようなことをしながら、低コストになるかならんかはわからんが、研究がなされておるようでございます。肥料についても、散布するよりは、水口から流し込んで肥料を与えるということによって、経費を節減して、低コストに考えていくことへつながるんじゃないかろうかということで、今研究がなされております。特に広島県では、JAの中央が熱心に研究されておるようでございます。そこで、農林課にお聞きします。ドローンでの農薬散布の実態がどうであったのか、ここらあたりから聞いてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） ドローンでの農薬散布の実態についてでございますけども、農薬の空中散布をする場合には、県に届けることになっておるようでございます。県のほうに問い合わせたところ、平成30年度の本町におけるドローンによる農薬散布の実績は、3組織で行われており、延べで254.5haで実施されているということでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） そういう実績があるそうでございます。そこから先はわしにもわからんで聞きません。2番目に、直まき栽培で、ドローン以外で今までいろんな方法があったと思うわけでございますが、やられた方があって、よかったのか悪かったのか、どうでございましょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 水稻の直まき栽培のことでございますけれども、これは通常は苗を水田に植えて、定植するという形ですけども、これは実際、直まき栽培の場合は、先ほどご質問があったように、靱に鉄コーティングしたものをばらまいてやるものでございます。過去においては、大朝地域、千代田地域、豊平地域のほうで、いろいろと試験をされたようでございますけれども、苗立ちが悪かったり、また昔の場合、除草剤のききが悪かったり、あるいは、転び型倒伏といいまして、根っこから倒伏しやすいというふうな状況があるようでございます。現在では、直接行っているというふうなことは聞いておりません。以上です。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） ドローン以外で直まきをしたことはあるかのようにお聞きしたわけでございますが、最近これが普及してないということは問題点が多々あったということで、低コストにはつながらんから、これは普及しとらんのだと。そこで、ドローンでやった農家があるかないかということと、本町の農林課と2つのJAと県のほうと技術部会を持っておられますが、ここらあたりで情報収集及び実地あたりをやったことがあるのかないのか、お聞きしてみます。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

- 農林課長（落合幸治） 水稻の直まき栽培にドローンを使った農家があるかどうかというところ  
でございますけども、ドローンの散布自体、これが最近の技術であります。ドローンの場合は、  
まず、液剤での散布というのが先行して、大体実用化されているようでございます。そういう  
こともありますので、ドローンでの直まきを行っている農家というのではないのではないかと思  
います。農地の受け手対策として、担い手の規模拡大は大変重要であると思っております。そ  
の際、担い手の労力軽減対策については大きな課題でございますので、ドローンを始めとする  
直まき栽培を含めて、省力低コスト技術についても、北広島町の農業技術部会において関係機  
関と連携を図りながら情報収集等に努めてまいりたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 2025年以降のことを聞いとるわけでございますので、今日現在のこと聞  
いちゃおらんので、本町の高齢化が80歳以上になって、大半の方がリタイアされる時期にな  
るまでに、どういう方法が一番いいか悪いかということは研究していく必要がどうしてもあろ  
うと、ここらあたりの研究はしていただきたいと思えます。今日は、それ以上のことは言いま  
せん。低コストにやっていく方法として、肥料を散布するよりは、水の当たり口から流し込む  
ほうが簡単なのはわかっておりますが、本年度みたいに水がないような年にはできんかったり、  
欠点もあろうかと思うわけでございますが、これを現在やっておられる方が随分おられるのか、  
おられてもなかなか前へ進んでいかんのか、実態をお知らせしていただきたいと思えます。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 水稻生産におきます流し込みの施肥、水口から肥料を流し込んで施肥す  
るという技術についての実態については、現在のところ把握はしておりません。この施肥方法  
については、北広島町では、ほとんどが移殖栽培でございます。低コスト技術といたしまして  
は、一発肥料による田植の同時施肥が低コスト化の主流となりつつあります。そういうことで、  
流し込み施肥については、あっても多くはないと思えますし、ほとんどないのではないかと思  
います。ただし、数年先を見越したとき、ドローン等による直まき播種のため、同時施肥がで  
きない場合や圃場条件にもよりますけれども、昨今の異常気象の中で追肥等が必要な場合は有  
効的であると思われまます。なお、低コスト技術の一つとして、水稻除草剤の流し込み技術があ  
りまして、この取り組みを近年されている農業経営体というのはございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 肥料のほうはないが農薬のほうにあるということで、このほうが、わしは全  
然稲なんぞ作ったことがないんで、ようわかりませんが、素人目に考えても、肥料の分はちょ  
っと難しいなと。農薬の除草剤の分は、水がありさえすれば、いいんじゃないかと、単純  
に私は考えます。そこで、また違う質問ですが、本年度は、担い手大学でイノシシ対策をする  
とのことでございますが、これはドローンのことは、私もいっそわからんのだが、ある方が、  
ドローンにセンサーをつけて、犬がイノシシを追わんようになったのを、追うたらどうだろ  
うかというようなことを言われた方があったんで、これ、どうしても言うてくれといわれるので、  
わしも取ってつけたようなことではありますけど、これが可能かどうか、お聞きしてみるわけ  
でございます。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） イノシシやシカの対策につきましては、捕獲、追い払い、柵の設置等  
による被害防除があります。本町の取り組みとしましても、これらの対策を講じているところで

ございますが、ドローンによる追い払い等でございますけども、夜間に行動することの多いイノシシの追い払いは、現時点では難しいと考えます。ただしドローンの場合、規制緩和が進んでおります。また、先ほど話がありました水稻の直まきとか、流し込みにつきましても、どんどん技術開発が進んでいることもあり、近い将来、利用が進むのではないかというふうなことも考えられます。以上です。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） いろいろ質問したわけですが、ドローンのことは、わしもようわからんし、これが低コストにつながるものかどうかというのもわし自身は判断に苦しんでおりますが、2025年を迎えて、大半の方が兼業農家の方もリタイアされて、集落法人の方も担い手がおらんけ、これもなかなか存続が難しいよということになれば、どうしても、わしが80ぐらいになったころには、荒れるところは荒れる、荒れてほしくないと思えば、株式会社でやっていく方が受けてやってもらう以外にはないと思います。そうすれば、まず利益が上がらにや、社員の給料が出ないけんということを考えていったら、何が低コストでやっていかれるんかということ、今後私自身も注目して考えていかにやいけんし、それぞれの方が考えて、特に農林課あたりは、これを仕事として、やっぱりいろんな情報、全国の情報を得ながら、うちの町に通ずるものと考えて、株式会社にされた方が、やって利益が上がって、次のまた世代がバトンタッチができるようなことへつながるといことになればと思っ、そのきっかけになればいいがと思っ、ドローンの質問をしたんで、わし、ドローンはようわからんのです。これ以上の話はしません。農林課においては、しっかり経営のことと低コストのことをしっかり研究していただくということをお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮本裕之） これで、濱田議員の質問を終わります。次に、13番、伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。先日5月29日に行われたチャレンジデー、数年ぶりの勝利でした。全体では59.6%、大朝地域では88.5%という数値を出しました。この日、チャレンジデーですが、町長も参加した教信坊での柔道エクササイズの様子は、きたひろネットでも映像が流されましたが、その瞬間が絶妙だったようです。きたひろネットを見たある方に言われました。なぜ、みんながエクササイズしているところで、おまえは座ってあくびをしているのかと、さすがきたひろネットだなと思いました。実際確かにあくびをしたと思います。少しだけ釈明をさせてもらおうと、この日、大朝地域体育協会等の手伝いで、一日中大きなカメラを持って映像を撮っていたんですが、ちょっと疲れた瞬間を撮られました。この合間の一瞬ですね、本当に。なので、さすがきたひろネットだなと思いつつも、次からは、カメラを持ったままエクササイズをしようかなと考えています。このように大朝で頑張ったこともあったので、今回は、大朝を中心の質問をいたします。質問事項は、田原温泉と大朝ふるさと病院について。交流人口の観点からということで質問いたします。大朝地域にある田原温泉、これが先月、5月末に一時休館となりました。議会には、全員協議会で説明があったことなんですが、確認のため質問いたします。一時休館となった背景と理由はどうか。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 田原温泉に関する質問ですので、大朝支所のほうからご答弁させていただきます。近年のレジャーの多様化により、近隣の温泉施設の厳しい状況は報道のとおりでございますが、田原温泉も同じく、平成9年度の年間入湯者約7万1000人をピークに、近年は、約3分の1の約2万3000人前後に落ち込んでいたことによる入湯客数の減少、また、

宿泊者もピーク時に比べ、約5分の2の600人程度へと減少したことによる各営業収益の減少による営業損失の悪化、そして、本年3月末で、数名の指定管理者従業員の方の退職による従業員不足等も重なり、今後の収支改善等の見通しが立たなくなったことが指定管理辞退の理由と背景でございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 実際に経営が難しくなった。いろいろな背景と理由が理解できます。大朝地域の意見をこの中で聞いていくと、休業にはなった、休館にはなった。しかし田原温泉は、大朝にとって必要なものという声が多いと私は捉えています。田原温泉は、北広島町の町木テングシデの麓にあるので、大朝を観光した際に一休みした場所となっています。実際にとてもロケーションがよくて、ファミリーや観光で写真を撮りにきた方、こういった方がちょっと一休みする場所として使われていることが今までもよくありました。そこで、改めて田原温泉の背景ではなく、指定管理として、北広島町にとってどのような位置づけだったのか、そこをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 田原温泉施設ですが、少しご説明させていただきますと、レストランと宿泊施設については、普通財産として貸し付けをいたしまして、事業者による自主営業部分の施設、それから大朝農村高齢者活性化センターとしての温泉施設と休憩施設でございますが、それを一つの施設として、指定管理施設として一つ、それから交流館天狗の里と、天狗の里公園、これは体育館と河川公園とグラウンドゴルフ場2コースでございますが、それを一つとして、2施設を指定管理として管理していただいております。大朝農村高齢者活性化センター、いわゆる入湯施設ですけども、町民の健康増進、交流及び都市等からの利用者との交流を促進し、活力ある地域づくりを推進するための公共施設として、また、交流館天狗の里は、産業振興、スポーツの推進及び郷土芸能の保存伝承を推進するとともに、町民と来訪者との交流に資するための施設として、天狗の里公園は、河川を中心にした豊かな自然環境の中で、町民の健康増進、交流及び都市等からの来訪者との交流を促進し、活力ある地域づくりに資するための施設としての位置づけで、これまで指定管理をしていただいております。以上です。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 実際に田原温泉、最初は、高齢化地域農村活性化モデル事業としてスタートしました。その後、天狗の里等も含めて幾つかの複合的な目的があったように思われます。今回、大朝の田原温泉はどのような位置づけなのかと改めて考えた際に、観光入り込み客数、観光客、これをひいては今回の交流人口と置きかえるんですけども、その点から考えたいと思います。大朝の観光、誘客資源は幾つかあると思います。テングシデ、田原温泉、墓地公園、大朝のB&G、鳴滝温泉や小倉の里ショウブ園、ほかにも史跡名勝等多々あります。こういった観光客が行ってみたいなと思うような資源がある中で、大朝の観光入り込み客数のうち、田原温泉はどれぐらいの割合だったのか。これを質問いたします。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 大朝の観光入り込み客数というご質問でございますが、観光入り込み客数、広島県の観光客調査で毎年度統計をとっておりますが、大朝地域には、公共施設と民間施設を合わせて10施設と、あと各種イベントとして11項目で統計をとっております。平成30年の広島県観光客調査の実績で申し上げますと、大朝地域の全体の入り込み観光客数は約

21万人です。そのうち田原温泉につきましては約2万5000人で、割合といたしましては、約12%でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） では、先ほどの言いましたテングシデですね。こちらにも来る部分があると思います。このテングシデの観光入り込み客数、これは把握されてますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） テングシデの観光入り込み客数でございますが、定点ポイントとして統計をとる事務所等がございませんので、統計上としておりません。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） そうですね、テングシデ、基本無人なので、定点ポイントにはならないかと思えます。この点も提案したい点がございますが、一回置いておきます。であるならば、実際に、じゃあ大朝としてテングシデの数がわからない、テングシデに行ってる数がわからない。その中で、田原温泉が12%とあるんですが、私は、テングシデの数がわからないと、大朝として田原温泉の位置づけがよりわからなくなるのではないかという心配があって、今回の質問になります。今後、テングシデといった観光の面、すごく重要です。さらには、交流人口としての観点からでいくと、町外からの農山村体験事業の際の温泉施設、実際に民泊を受け入れても家庭のお風呂では人数が多いという場合だったり、冬季の水道管破裂などといった有事の際に風呂のかわりといった役割が田原温泉には求められていた部分もあると思えます。テングシデの観光ではなく、こういった別の側面、交流人口、または有事の際の目的、こういった役割は今後考えられるのですが、5月までの田原温泉としての役割、これを今後、ほかの役割に切りかえることは可能なかどうか、質問いたします。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 役割の切りかえの可能性についてお答えいたします。5月までの役割は、観光交流施設、町民の憩いの場であったことは確かでございますが、今後の役割の切りかえについては、さまざまな可能性があり、その中で、検討させていただきたいと思っております。なお、有事の際のお風呂の代替施設としては休館中の対応は困難であると考えております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） わかりました。やはり大朝全体としての役割、これを考えたときに観光だけではなく、交流人口、さらには有事の際、そういったもろもろの役割を今後担ってもらいたい場所でもあったので、今後の活用をまだまだ考えていかなければならないのかなと思っております。その今後の部分ではあるんですが、交流人口と考えた際に、大朝だけではなく、北広島町の全体で考えてみると、北広島町全体を周遊して遊んでもらって、さらには楽しんでもらって、こういったことは必要と考えます。いろいろな障害やハードル、ルール、こういったものがあると思うんですが、手間暇をかけて乗り越えていかなければ北広島町は素通りされてしまうだけの地域になってしまう。これをどうしても心配しております。テングシデ、田原温泉、こういったところを考えると特にですね。そこで、次の質問です。観光案内サイン整備事業、合併後に残った旧町単位での表記、これを修正していく作業はどのように進んでいますか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） サイン整備事業でございますが、道路案内標識や所在のサイン、それから案内サイン等の整備を今進めておる状況でございますが、現在は八幡地区を一応中心として

案内サインの設置を進めております。また、旧町名がまだ残っているサインでございますが、不要看板等の撤去も数多くありまして、合わせて現在撤去を中心に進めている状況にあります。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 撤去ということで話が合ったのですが、手間暇をかけて乗り越えていく、この部分でいくと、もう一步踏み込んで案内と、改めて設置しなければいけないところもあると思います。実際にテングシデに上がる途中の道には、脇道のほうに豊平町への道みたいな案内板があったり、田原温泉周辺にも大朝町の表記があります。要は、撤去だけではなく、北広島町全体の案内として、あっ、ここはもっともっと回ってみようかなと思われるようなサイン整備事業、整備だけではないサインを今後考えていく、こういったものも必要とは思われます。撤去以外の考え方はあるかどうかお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 撤去以外ということでございますが、先ほど、前段でご説明差し上げました道路案内の標識、それから所在のサイン、それから案内サイン等は、今、サイン整備計画ということで進めさせていただいております。町内のうちで、現在、その整備計画を進めているのは、一応八幡を中心としてやっております。これにつきましては、広島県も公共のサイン整備ということで、同じようなコンセプトを持った看板にしようということで協力をいただいているような状況でございます。現在のところ、サイン整備では、高原自然館の案内サインなどを今設置をしているというようなところにあります。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） わかりました。この田原温泉、大朝ふるさと病院、この交流人口という部分でいくと、その場の案内ではなく、こちらに行ったら、こういうところに行くよといった案内もいいのかなと思っています。今は田原温泉は休業中なので、そこに関しては何も言えないのですが、北広島町全体を周遊する、大朝でいえば、テングシデへ上って田原温泉で一息つく、こういったのを促進する。ちょっとやってみようかなと思われるような場所を今後考えていってもらいたいと思っています。次のものになります。田原温泉は、設立から25年がたち、新しい役割が与えられる段階が来たと思っています。また、それであれば、大朝ふるさと病院もそのような機会が来ているのではと考えました。私も調べていますが、整理のためにお聞きいたします。大朝ふるさと病院の設立年と、北広島町行政からの出資金、これは幾らかお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 大朝ふるさと病院は、平成5年の開院でございます。町からの出資金は1億8700万円でございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 平成5年、27年たつところだと思います。1億8700万、大きい金額だと思います。ただ、私はこのお金、27年間に、合併前の大朝町時代から、有効的に地域で循環して役目を達成したお金と提案します。ここで、大朝ふるさと病院の立地について説明します。すぐ近くに新庄学園と、その寮があります。その寮では、多くの子どもたちが生活をしています。町外からも多くの子どもたちが新庄学園には通っています。学校では、やはりけがをすること等があります。実際に私自身も新庄学園通っていた際にけがをしたら、ふるさとへまざり行くというのがありました。また新庄学園、こういうふうに、新庄学園の近くに大朝ふるさ



と病院があつて、新庄学園に働いている人も多くいる。この面を考えると、新庄学園、大朝ふるさと病院、大朝において重要な経営規模を持っています。かなり大きい経営規模を持っていると思います。大朝の地域経済の観点から考えると、ふるさと病院は、大朝の地域経済にとって、とても重要なファクターを持っていると思われまゝ。私はこのように考えますが、役目を達成したお金、大きいお金だと思ひますが、有効的に循環をして、それがひいては今の大朝の重要な経営規模を持つに至っているといった際に、行政はこの関係性をより一歩進んだ、もしくは、新たな関係、こういったことを作ることは可能かどうか、こういったことを考えているかどうかを質問いたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 大朝ふるさと病院についてでございます。大朝ふるさと病院の職員数は、約100人程度でございます。町内のみならず、広島市内や邑南町などから通勤されております。このことから、大朝ふるさと病院は、大朝地域の雇用の場として、大朝地域の地域経済にとつても重要な病院と認識しております。あわせて大朝地域の保育所、小中学校、新庄学園の校医であり、また、特別養護老人ホームやすらぎの嘱託医でもございますので、地域経済のみならず、社会的な役割も担っていただいております、地域に大きく貢献していると理解しております。今後の新たな関係についてでございます。大朝ふるさと病院は、医療機関としても、地域経済活動においても重要と考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） わかりました。では、この共有されたこの意見、今後も含めてよりよい関係を作っていただきたいです。そのために、今後の関係考える上で、もう一つ提案があります。既に要望として出ています、また、私のほうでも以前の一般質問で聞いている部分であります、高速通信回線、インターネットの光ですね。これの導入は考えがあるかどうかを質問いたします。実際に、私の知人、町外で働く看護師なんです、ふるさと病院での現場を見たときに、いまだに手書きでのカルテがあつたことにとつても驚いたそうです。今、町外で、大きな病院でいうと電子カルテが一般的になっている中、手書きのカルテがあつたと。このような驚きがある時点で、ああここでは働けるのかな、いけるのかなと思つた部分を実際出てくると思ひます。町外からの転入の障害になっていることの証左とも考えますので、インターネットの光の導入の考え、これがあるかどうかを質問します。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） インターネットの光化、高速通信網の整備でございますけれども、その効果なりは十分に感じておるところでございますけれども、多額の投資等が必要となつてまいりますので、まさに、その効果でありますとか実現性、あるいは将来性など、しっかり慎重に今検討している状況でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 以前に質問したことなので、そこまで深くは聞けないのですが、実際に検討検討、多額の投資がかかるというままで、生きた化石なつては廃れていく、交流人口はどんどん減つてしまう状況しか私はちょっと思ひ浮かびません。将来につなげるための投資であり、お金なので、こういった、ちょっと見たら細かいことかもしれませんが、転入といった大きな目的のためには確実に必要なことと考えます。この電子カルテではなく、企業としては、電子カルテかもしれませんが、ほかには転入の際にインターネット使えないと困る、やっぱり遅い

んだという一般の方もいれば、ここだったらロケーションがいい、田原温泉のロケーションがいい、そこで、ちょっと仕事をしてみたいと思われたときに、インターネットはとても遅いんですと言ったとき、あつごめんなさい、私はIT関係の仕事なので来れません。ということがあるかもしれません。そういった観点から、インターネットの光、この点、どれぐらいの検討を重ねるのかを改めて町長にお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 光ファイバーが各家庭まで届くような状況になっているのは理想ではあるというふうには思っています。しかし、今のきたひろネットを整備してから、まだ10年程度あります。30億円ぐらい、概算ですけども、かけて整備したものをまた光化をセンターから各家庭まで引いていくということになれば、また同じぐらい、30億ぐらいかかると、これは概算でありますけども、いうようなところで、今の状況の中では、そのままではなかなか厳しいというふうに思っております。財政推計等ともあわせて検討をしていかなければならないと思いますし、そう簡単にすぐやりましょうというようなことにはならない項目だと思っております。将来的に考えたときに必要性はある程度感じてはおりますけども、そういった状況の中でするので、今、いつから始めましょうというようなことの結論は出せないというふうに思っています。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 10年前で30億、なかなか厳しいお金だとは思いますが、一般企業などでいくと、株だったり等で考えると、一回失敗してしまったものは、もう損として考えて次の投資に向かっていく。無理やり昔のものにしがみついているばかりでは取り残されてしまうというような現代です。責任だったり、そういったものは一回置いて、じゃあ、これが今必要なのであれば、どれぐらいまでに必要なのか、どれぐらいかかるのかをもう一步踏み込んで考えていただきたい。これを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで、伊藤議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日14日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会いたします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 51分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~